

熊本県障がい者住宅改造助成事業費補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 熊本県障がい者住宅改造助成事業費補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第2条 要項第3条第1項の申請書の提出部数は1部とし、提出期限については、別に定めるものとする。

- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書の様式は、別紙様式1によるものとする。
- 3 要項第3条第2項第2号の規定にかかわらず、規則第3条第2項第2号の添付書類は、歳入歳出予算（見込）書抄本とする。
- 4 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、熊本県障がい者住宅改造助成事業費補助金所要額調書（別紙様式2）とする。

(補助金の変更交付申請)

第3条 要項第5条第2項の変更申請書の提出部数は、1部とする。

- 2 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別紙様式3によるものとする。
- 3 要項第5条第2項の変更申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 熊本県障がい者住宅改造助成事業費補助金所要額変更調書（別紙様式4）
 - (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本

(補助金の交付条件)

第4条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 市町村長は、事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 市町村長は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(申請の取下げ)

第5条 要項第6条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第6条 要項第9条第1項の実績報告書の提出部数は、1部とする。

2 要項第9条第2項の規定にかかわらず、規則第13条の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 熊本県障がい者住宅改造助成事業費補助金精算書(別紙様式5)

(2) 事業実施報告書(別紙様式6)

(3) 実施ケース記録簿(別紙様式7)

(4) 改造確認写真(改造前と改造後を対比して確認ができるもの)

(5) 歳出歳入決算(見込)書抄本

3 要項第9条第3項の提出期限は、事業終了の日から1か月を経過した日又は交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成20年2月19日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年2月4日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成26年1月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

事業計画書

(市町村名)

番号	区分	所得の状況				住宅改造の箇所										備考			
		生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	その他 (前年所得税課税年額が7万円以下の世帯)	玄関	廊下	階段	居室	浴室	便所	洗面所	台所	その他						

(注)

1 利用者は、様式2の所要額調書の番号及び区分と一致すること。

2 「細区分」欄は、次の記号を記入すること。

①身体障がい児(者)の場合 1G 身障手帳1級 2G 身障手帳2級

②知的障がい児(者)の場合 A1 療育手帳A1 A2 療育手帳A2

3 「所得の状況」欄は、該当箇所に○を記入すること。

4 改造箇所については、該当する箇所全てに○をつけること。

5 なお、記入例にない箇所を改造する場合は、その他欄に具体的にその箇所名を記入すること。

6 既に改造に着手又は改造が完了している場合は、備考欄にその旨記載すること。

7 特定疾病障がい者で、介護保険制度の住宅改修費の給付を受けた者については、備考欄にその旨記載すること。

日常生活用具給付等事業により住宅改修費の給付を受けた者については、備考欄にその旨記載すること。

熊本県障がい者住宅改造助成事業費補助金所要額調査書

市町村名 ()

番号	区分	総事業費 A	助成 対象経費 B	住宅改修費 給付対象額 C	対象経費 支出予定額 D	基準額E (D×3/3又は D×2/3)	市町村 助成基本額 F	市町村 補助予定額 G	県補助 基本額 H	県補助 所要額I (H×1/2)	備考
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計											

(注)

- 区分欄には、次の利用者対象区分を番号で記入すること。
①身体障がい児(者) ②知的障がい児(者)
- A欄には、対象者が住宅改造に要する全体工事費の金額を記入すること。
- B欄には、A欄の額のうち、助成対象経費ではない工事費が含まれている場合、それを除いた額を記入すること。
- C欄には、介護保険制度又は日常生活用具給付等事業の住宅改修費給付の対象となった経費（介護保険制度最大20万円、日常生活用具給付等事業の住宅改修給付等事業の住宅改修給付は市町村が定めた上限額）の金額を記入すること。
- D欄には、B欄が90万円（特定疾病障がい者で介護保険未認定者は70万円）以下である場合はB欄からC欄を差し引いた額を、B欄が90万円（又は70万円）を超える場合は90万円（又は70万円）からC欄を差し引いた額を記入すること。
- E欄には、本補助金交付要項に定める基準額を記入すること。
- F欄には、E欄の額を記入すること。
- G欄には、市町村の補助予定額を記入すること。
- H欄には、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入すること。
- I欄には、H欄の額に1/2を乗じて得た額を記入すること。ただし、所要額の合計において千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

事業変更計画書

市町村名 ()

番号	区分	所得の状況			住宅改造の箇所								備考				
		生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	その他 (前年所得税課税年額が7万円以下の世帯)	玄関	廊下	階段	居室	浴室	便所	洗面所	台所		その他			

(注)

- 1 利用者は、様式 4 の所要額調査の番号及び区分と一致すること。
- 2 「細区分」欄は、次の記号を記入すること。
 ①身体障がい児(者)の場合 1G 身障手帳 1級 2G 身障手帳 2級
 ②知的障がい児(者)の場合 A1 療育手帳 A1 A2 療育手帳 A2
- 3 「所得の状況」欄は、該当箇所○を記入すること。
- 4 「改造箇所」については、該当箇所全てに○をつけること。
- 5 なお、記入例にない箇所を改造する場合は、その他欄に具体的にその箇所名を記入すること。
- 6 既に改造に着手又は改造が完了している場合は、備考欄にその旨記載すること。
- 7 特定疾病障がい者で、介護保険制度の住宅改修費の給付を受けた者については、備考欄にその旨記載すること。

熊本県障がい者住宅改築助成事業費補助金所要額変更調書

市町村名 ()

番号	区分	総事業費 A	助成 対象経費 B	住宅改修費 給付対象額 C	対象経費 支出予定額 D	基準額E (D×3/3又は D×2/3)	市町村 助成基本額 F	市町村 補助予定額 G	県補助 基本額 H	県補助 所要額I (H×1/2)	既交付 決定額 J	差引変更 増減額K (I-J)	考 備
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計													

(注)

- 1 区分欄には、次の利用者対象区分を番号で記入すること。
 ①身体障がい児(者) ②知的障がい児(者)
- 2 A欄には、対象者が住宅改築に要する全体工事費の金額を記入すること。
- 3 B欄には、A欄の額のうち、助成対象経費の額(A欄に助成対象ではない工事費が含まれている場合、それを除いた額)を記入すること。
- 4 C欄には、介護保険制度又は日常生活用具給付等事業の住宅改修費給付の対象となった経費(介護保険制度最大20万円。日常生活用具給付等事業の住宅改修給付は市町村が定めた上限額)の金額を記入すること。
- 5 D欄には、B欄が90万円(特定疾病障がい者で介護保険未認定者は70万円)以下である場合はB欄からC欄を差し引いた額を、B欄が90万円(又は70万円)を超える場合は90万円(又は70万円)からC欄を差し引いた額を記入すること。
- 6 E欄には、本補助金交付要項に定める基準額を記入すること。
- 7 F欄には、市町村の補助予定額を記入すること。
- 8 G欄には、市町村の補助額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 9 H欄には、H欄の額に1/2を乗じて得た額を記入すること。ただし、所要額の合計において千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 10 I欄には、H欄の額に1/2を乗じて得た額を記入すること。ただし、所要額の合計において千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

熊本県障がい者住宅改造助成事業費補助金精算書

市町村名 ()

番号	区分	総事業費 A	助成 対象経費 B	住宅改修費 給付対象額 C	対象経費 支出額 D	基準額 $E = (D \times 3/3) \text{ 又は } (D \times 2/3)$	市町村 助成基本額 F	市町村 補助額 G	県補助 基本額 H	県補助 所要額 $I = (H \times 1/2)$	県補助金 交付決定額 J	差引 過不足額 K $(I - J)$	備考 備
											円	円	
合計													

(注)

- 1 区分欄には、次の利用者対象区分を番号で記入すること。
- ①身体障がい児(者)
- ②知的障がい児(者)
- 2 A欄には、対象者が住宅改造に要する全体工事業の金額を記入すること。
- 3 B欄には、A欄の額のうち、助成対象経費の額(A欄)に助成対象ではない工事業が含まれている場合、それを除いた額を記入すること。
- 4 C欄には、介護保険制度又は日常生活用具給付等事業の住宅改修費給付の対象となった経費(介護保険制度最大20万円、日常生活用具給付等事業の住宅改修給付については市町村が定めた上限額)の金額を記入すること。
- 5 D欄には、B欄が90万円(特定疾病障害者で介護保険未認定者は70万円)以下である場合はB欄からC欄を差し引いた額を、B欄が90万円(又は70万円)を超える場合は90万円(又は70万円)からC欄を差し引いた額を記入すること。
- 6 E欄には、本補助金交付要項に定める基準額を記入すること。
- 7 F欄には、E欄の額を記入すること。
- 8 G欄には、市町村の補助額を記入すること。決算書と一致すること。一致しない場合は備考欄に理由を記入すること。
- 9 H欄には、F欄とG欄を比較して少ない方の額を記入すること。
- 10 I欄には、H欄の額に1/2を乗じて得た額を記入すること。ただし、所要額の合計において千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 11 J欄には、県補助金交付決定額を記入すること。
- 12 K欄には、I欄からJ欄を差し引いて得た額を記入すること。

事業実施報告書

市町村名 ()

番号	区分	所得の状況				住宅改造の箇所								備考		
		細区分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	その他 (前年所得税課税年額が1万円以下の世帯)	玄関	廊下	階段	居室	浴室	便所	洗面所	台所		その他	

(注)

- 1 利用者は、様式 5 の精算書の番号及び区分と一致すること。
- 2 「細区分」欄は、次の記号を記入すること。
 ① 身体障がい児 (者) の場合 1 G 身障手帳 1 級 2 G 身障手帳 2 級
 ② 知的障がい児 (者) の場合 A 1 療育手帳 A 1 A 2 療育手帳 A 2
- 3 「所得の状況」欄は、該当箇所に○を記入すること。
- 4 改造箇所については、該当する箇所全てに○をつけること。
 「改造箇所がない箇所を改造する場合は、その他欄に具体的にその箇所名を記入すること。言記載すること。
 なお、記入例にない箇所を改造する場合は、その欄に具体的な箇所名を記入すること。言記載すること。
- 5 特定疾病障害者で、介護保険制度の住宅改修費の給付を受けた者については、備考欄にその旨記載すること。
- 6 日常生活用具給付等事業により住宅改修費の給付を受けた者については、備考欄にその旨記載すること。

実 施 ケ ー ス 記 録 簿

番 号											市町村名 ()		
区 分						細 区 分							
利用者氏名						年 齢	歳	性 別	男	女			
障害の状況								車いす利用の有無					
要介護認定	1 要介護認定			2 未申請			3 自立認定		※特定疾病障がい者のみ記入				
家族の状況	単 身		配 偶 者		子 () 人		その他 ()						
改造箇所別工事経費 (単位: 千円)	玄関	廊下	階段	居室	浴室	便所	洗面所	台所	そ の 他		合 計		
※別紙様式5の対象経費支出額Dに対応する											0		
利用者が要望する工事内容	玄関							浴室					
	廊下							便所					
	階段							洗面所					
	居室							台所					
	その他												
工事内容 ※改造確認写真と対応させること	玄関							浴室					
	廊下							便所					
	階段							洗面所					
	居室							台所					
	その他												
改造にあたって工夫した点													
相談機関	①障害者サービス調整チーム			②在宅介護支援センター			③住宅改修相談員						
相談員の構成			職 (資 格) 名				所 属				計 名		
	①福祉部門												
	②保健												
	③建築												
	④その他												
相談日	平成 年 月 日					竣工確認日	平成 年 月 日						
ADL及び介護時間等の状況 ※改造後の自立度の改善如何にかかわらず、改造による本人及び介護者の時間短縮を記載すること	項 目	改 造 前					改 造 後					本人の時間短縮	介護者の時間短縮
	移 動	全介助	一部介助	自立	全介助	一部介助	自立	分/日	分/日				
	入 浴	全介助	一部介助	自立	全介助	一部介助	自立	分/日	分/日				
	排 泄	全介助	一部介助	自立	全介助	一部介助	自立	分/日	分/日				
その他住宅改造による効果 ※該当するものをチェックすること	転倒等の危険が軽減された。												
	施設入所の必要がなくなった。												
※該当するものをチェックすること	介護者の負担が軽減された。												
	介護保険の利用量が減った。												
その他特記事項													